

別 紙

1 貸与資格について

(1) 働きながら県内の高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する者

(2) 経済的理由により著しく修学が困難な者

① 本人が扶養親族を有している場合

本人の年間の所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の 192%に相当する額以下であること

② 本人が被扶養者の場合

その扶養者の年間の所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の 192 %に相当する額以下であること

③ ①②以外の場合

本人の年間の所得が 279 万円以下であること

(3) 富山県奨学資金の貸与を受けていない者

(4) 高等学校の通信制の課程及び単位制高等学校の定時制の課程に在学する者については、その者が在籍する高等学校で定められた各教科に属する科目の単位を 4 年以内で修得し、卒業の見込みがあると認められる者であって年間 18 単位以上の単位数を履修している者

2 貸与月額 14,000 円

3 貸与申請書に添付する本年の所得に関する書類については、別表のとおりです。

例えば、会社に勤務する給与所得者で家計が独立している場合、別表中の A 欄の書類を添付してください。

4 貸与申請にあたっての留意事項

(1) 経常的就労について

修学奨励金は、経常的收入を得る職業に就いている者を貸与対象としており、賃金、俸給、給料、利潤、報酬、手当、賞与等名称のいかんを問わず、一定の労務提供に対する対価としての収入を将来にわたり継続的に得ることを目的として特定の仕事に就いている者（自家自営業を含む。）を対象としますが、経常的に就労の意思がなく家事手伝いや、いわゆるアルバイトの臨時的、季節的な仕事に就いている者は対象としません。

特に、所得見込額が極端に少ない者については、学校で経常的就労の有無について十分確認願います。

(2) 保証人について

保証人は、独立の生計を営む者（未成年者を除く。）であって、保証能力を有する者であることが必要です。

5 返還債務の免除について

修学奨励金の貸与を受けた者が高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程を卒業したとき、又はこれと同等の事由があると認められるときは、修学奨励金の返還債務が免除されます。

6 その他

(1) 提出期限以降に、生徒の転入等により貸与申請の必要が生じた場合は、県立学校課学事係に連絡のうえ、別途指示を受けてください。

(2) 貸与申請に必要な各様式が不足する場合は、同係に請求してください。

(3) 不明な点やご相談がある場合は、同係まで連絡してください。

別 表

本年の所得に関する書類について

区 分			提 出 書 類
本人が給与所得者	本人の収入が103万円超	本人が扶養親族を有する	・ 本人に関する別紙様式 4、5
		その他 ア	・ 本人に関する別紙様式 4
	本人の収入が103万円超	本人が被扶養者	扶養者が給与所得者 ・ 本人に関する別紙様式 4 ・ 扶養者に関する別紙様式 4、5
			その他 ・ 本人に関する別紙様式 4 ・ 扶養者に関する次の書類 (1) 別紙様式 6 (2) 収入源を明らかにできる書類 (3) 所得控除見込額を明らかにできる書類
		その他	・ 本人に関する別紙様式 4 ・ 本人が被扶養者でない旨証するに足る書類 (様式自由)
本人がその他の者	本人の所得が38万円超	本人が扶養親族を有する	・ 本人に関する次の書類 (1) 別紙様式 6 (2) 収入源を明らかにできる書類 (3) 所得控除見込額を明らかにできる書類
		本人が独立生計	・ 本人に関する次の書類 (1) 別紙様式 6 (2) 収入源を明らかにできる書類
	本人の所得が38万円以下	本人が被扶養者	扶養者が給与所得者 ・ 本人に関する別紙様式 6 ・ 扶養者に関する別紙様式 4、5
			扶養者が給与所得者でない ・ 本人に関する別紙様式 6 ・ 扶養者に関する次の書類 (1) 別紙様式 6 (2) 収入源を明らかにできる書類 (3) 所得控除見込額を明らかにできる書類
		本人が独立生計	・ 本人に関する次の書類 (1) 別紙様式 6 (2) 収入源を明らかにできる書類 ・ 本人が被扶養者でない旨証するに足る書類 (様式自由)